

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 知名町

標準収入額等 A:	普通交付税額 B:	臨時財政対策 債発行可能額C:	標準財政規模 A+B+C:
641	2,491	120	3,252

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,668	4,632	36	36	55	7,082	
奨学資金特別会計	16	16	0	0	7		
一般会計等	4,684	4,648	36	36		7,082	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	199	189	10	316	1	1,318	-	法適用企業
公共下水道特別会計	506	479	0	0	81	1,398	721	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	717	716	1	1	64	1,397	1,000	法非適用企業
合併処理浄化槽事業特別会計	14	14	0	0	1	24	-	法非適用企業
国民宿舎特別会計	95	95	0	0	94	546	545	法非適用企業
国民健康保険特別会計	1,105	1,099	6	6	95	-	-	公営企業以外
介護保険特別会計	615	592	23	23	4	-	-	公営企業以外
老人保健特別会計	71	71	0	0	89	-	-	公営企業以外
後期高齢者医療特別会計	68	67	1	1	95	-	-	公営企業以外
公営企業会計等 計				347		4,683	2,266	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
鹿児島県市町村総合事務組合	16,811	16,666	145	145	1	-	-	
奄美自治会館管理組合	12	11	2	2	-	-	-	
沖永良部衛生管理組合	604	601	6	3	-	1,722	861	
沖永良部与論地区広域事務組合	384	384	0	0	-	135	47	
奄美群島広域事務組合	326	308	17	14	17	-	-	
鹿児島県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	108	102	6	6	-	-	-	
鹿児島県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	206,168	201,919	4,249	2,986	-	-	-	
沖永良部バス企業団	78	75	3	24	44	3	1	法適用企業
一部事務組合等 計				3,180		1,860	909	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務負担に 係る債務残高	当該団体からの 債権負担に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
南栄糖業株	310	271	10	-	-	-	87	26	
(財)沖永良部農業開発組合	31	53	-	-	-	-	90	81	
(財)知名町振興開発公社	2	18	30	-	-	-	-	-	
鹿児島県市町村土地開発公社	2,979	3,117	2	-	-	-	-	-	
奄美海運株	682	26	-	-	-	-	58	52	
地方公社・第三セクター等 計			42	0	0	0	235	159	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	26	40	14
減債基金	134	100	34
その他充当可能基金	120	152	32
充当可能基金計	280	292	12

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.85	1.10	0.25	15.00	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	10.95	11.79	0.84	20.00	40.00	公共下水道特別会計	-	-	-
実質公債費比率	21.6	20.6	1.0	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	178.0	184.3	6.3	350.0		合併処理浄化槽事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.18	0.18	0.0			国民宿舎特別会計	-	-	-
経常収支比率	98.5	94.5	4.0						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。